

【所管事務の調査（報告）】

令和7年度川崎市工業用水道事業会計
補正予算についての市長の専決処分について

令和7年度川崎市工業用水道事業会計 補正予算についての市長の専決処分について

令和8年4月16日（木）

上下水道局

説明内容

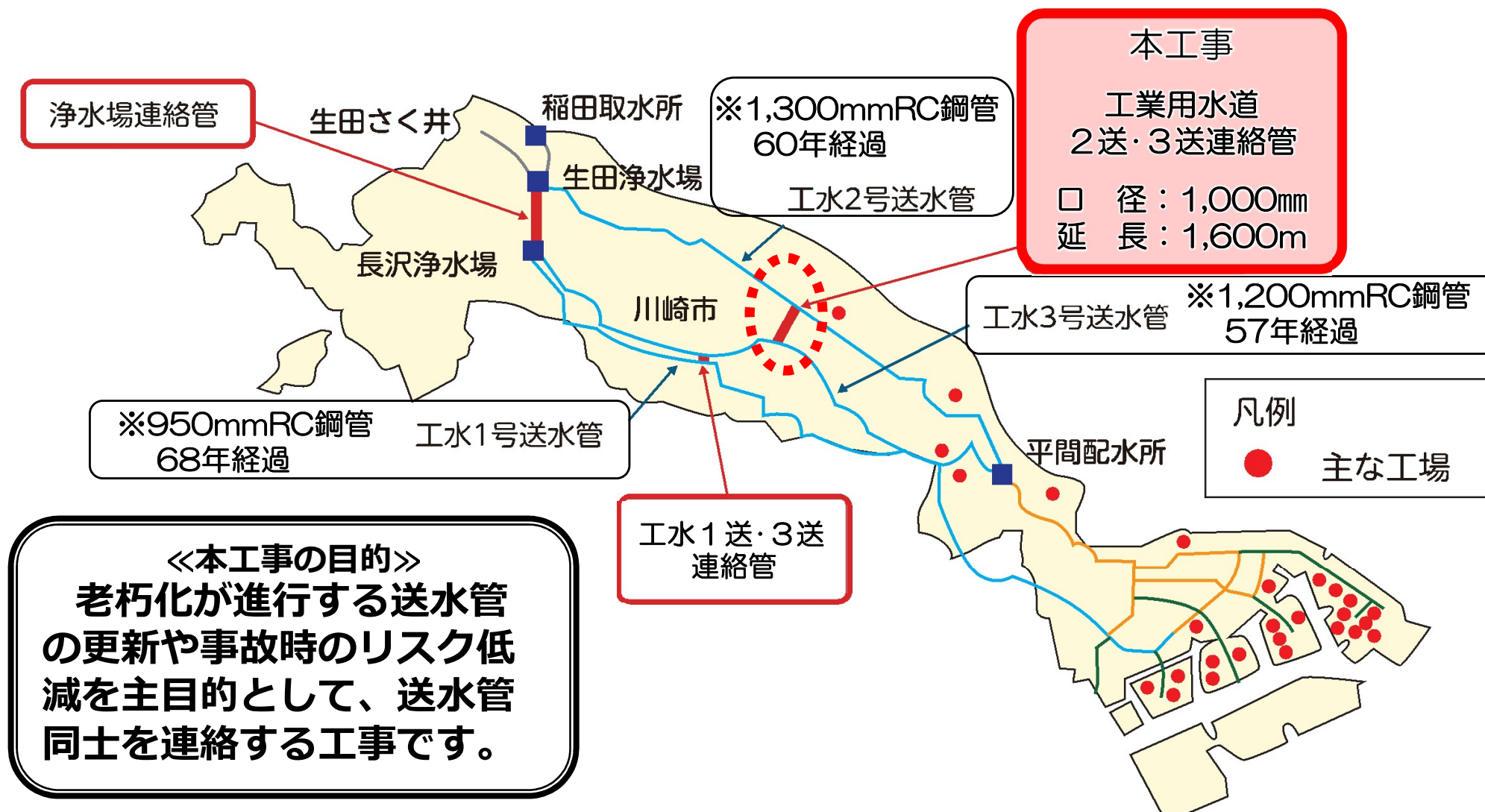
- 1 はじめに
- 2 工事の概要
- 3 専決処分の内容と理由
- 4 債務負担行為の期間不足が起きた経過
- 5 原因と再発防止策

1 はじめに

- **工業用水道 2 送・3 送連絡管 1 0 0 0 mm 布設工事**（以下「本工事」）について、**工期が債務負担行為の期間に収まらず、契約できないことが判明**しました。
- 本工事は、**工業用水道の安定供給に不可欠**であり、**遅延した場合、利用者の経済活動や老朽化による漏水等、市民生活への影響が懸念**されました。
- このため、**令和 8 年 3 月 3 1 日**に地方自治法第 1 7 9 条の規定に基づき、**債務負担行為の期間を補正する専決処分**を行いました。

2 工事の概要

■工業用水道 2 送・3 送連絡管 1 0 0 0 mm 布設工事について



3 専決処分の内容と理由

■専決処分の内容

- 令和7年度川崎市工業用水道事業会計予算の**債務負担行為の期間**について、「令和7年度から**令和10年度まで**」を「令和7年度から**令和11年度まで**」に**補正**しました。

■専決処分の理由

- 老朽化する工業用水道の**送水管の更新が遅延**することで、工業用水道利用者への**安定供給に懸念**が生じるとともに、漏水事故等が発生した場合、**市内の経済活動への影響**や、**道路陥没等により市民に多大な影響**を与えてしまうおそれがあるため。
- 入札手続を着実に進めることで、**落札候補者への影響を最小限**に抑えるため。

4 債務負担行為の期間不足が起きた経過

1. 本工事の債務負担行為は、**令和7年度から令和10年度までを期間として、令和7年度予算において議決をいただきました。**
2. 設計の精査に時間を要し、**約半年間遅れ**、履行期間が令和7年度から**令和11年度までの見込み**となりましたが、**そのまま契約手続に入りました。**
3. 入札公表後も、**債務負担行為の期間の不足について設計担当部署では、総額が既定予算内のため、執行可能なものと認識**していました。
4. 契約手続を進める中で、契約担当部署から、**債務負担行為は限度額と期間の双方を規定するもので、期間を超えた契約はできないとの指摘**がありました。
5. 指摘を受け、**債務負担行為の期間の見直しが必要**と判断しました。

5 原因と再発防止策

■原因

- 今回の原因は、**5か年にわたる異例の期間**に対し、設計担当部署における債務負担行為に係る**確認不足、認識不足**が生じたものです。



■再発防止策

- 債務負担行為を**システム上確実に確認**できるように、履行期間が複数年にわたる**契約の伺いには予算書の写し（債務負担行為）を添付**するなどの仕組を構築します。
- 設計遅延により**発注時期に変更が生じた場合**、債務負担行為の期間等を確認し補正予算を計上するなど、**予算管理を徹底**します。